

令和6年度 福井県における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年4月1日策定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本県における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 福井県による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

本県における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向については、次のとおりとする。

- (1) 分野を限定することなく調達を推進すること。
- (2) 調達に関する他の施策等との調和を図ること。

3 優先的に障がい者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 障がい者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めること。

なお、具体的には、次のとおりとする。

①物品

- ・啓発用品類
- ・日用品類（軍手、ふきん等）
- ・食品類（会議用弁当・茶、土産用菓子等）
- ・農作物類（花苗、野菜苗等）
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

②役務

- ・印刷物類（冊子、パンフレット、名刺等）
- ・クリーニング（布団、シーツ、枕、横断幕等）
- ・庁舎・施設・公園等の屋内外清掃・除草・剪定・観葉植物リース
- ・施設等での給食調理業務
- ・軽作業（袋詰め、封入、封筒押印等）
- ・パソコンでのデータ入力
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

(2) 予算の適正な使用等に留意しつつ、随意契約を活用する場合には、障がい者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めること。

(3) 調達に当たっての仕様等は必要十分かつ明確にするとともに、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。

また、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意すること。

- (4) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めること。
- (5) 地域の障がい者就労施設等への発注に努めること。
- (6) 共同受注窓口を介した調達は、障がい者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

4 障がい者就労施設等に対する福井県による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、物品等の調達に関する情報の障がい者就労施設等への提供促進に資するため、調達に関する情報およびそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障がい者就労施設等に提供する措置を講ずること。

5 その他障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するための体制を整備すること。
- (2) 調達方針の作成における留意事項
 - ①原則として、県に属する全ての所属に適用すること。
 - ②毎年度、調達目標を設定すること。
本年度目標額 前年度の実績を超える金額
- (3) 調達実績の概要を取りまとめ、わかりやすい形で公表すること。